

第30回奈良市都市景観審議会 会議録について

開催日時	平成21年12月24日(木) 13時30分から15時40分まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第2研修室	
審議案件 報告案件	審議案件1 専門部会の委員の指名について 審議案件2 奈良市景観計画(案)について 報告案件 風致デザイン部会承認案件 平城遷都1300年記念事業・・・・・・・・報告案件1 興福寺中金堂復原計画・・・・・・・・報告案件2 東大寺収蔵庫建設工事の外壁の変更・・・・・・・・報告案件3 市立奈良病院新築工事・・・・・・・・報告案件4	
出席者	委員	川崎会長、菅沼副会長、上原委員、大橋委員、北村委員、實委員 清水委員、樽谷委員、中田委員、中村委員、坊委員、室委員 【欠席者】今井委員、水野委員、柳谷委員
	事務局	堀内まちづくり指導室長、西岡文化財課長 景観課(西田、仲谷、至田、徳岡) 文化財課(西崎)
開催形態	公開 (傍聴人 0人)	
決定事項	審議案件1について 風致デザイン部会 大橋委員 助成部会 北村委員、樽谷委員 広告部会 上原委員、清水委員 に指名されました。 審議案件2の奈良市景観計画(案)については、国道308号及び主要地方道木津横 田線等の景観形成重点地区の追加指定及び眺望景観の考え方を奈良市景観計画 を変更する際に検討するとの意見を附して原案のとおり了承されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	
議事の内容(要旨)		
審議案件1 専門部会の委員の指名について (質疑・意見の要旨) 川崎会長 事務局と協議した結果、 大橋委員につきましては、風致デザイン部会に		

北村委員、樽谷委員につきましては、助成部会に
上原委員につきましては、広告部会に指名させていただきます。
また、清水委員には、広告部会もお願いします。

審議案件 2 奈良市景観計画(案)について

(質疑・意見の要旨)

川崎会長 審議案件 2 の「奈良市景観計画 (案)」について第 94 回奈良国際文化観光都市建設審議会で結果を事務局より報告してください。

事務局 奈良市景観計画 (案) について、奈良国際文化観光都市建設審議会に諮問致しましたので、その結果をご報告いたします。景観計画を定める場合は、景観法第 9 条第 2 項において、あらかじめ都市計画審議会、奈良市の場合は、奈良国際文化観光都市建設審議会が置かれていますのでそこに、意見を聞かなければならないとされており。そのようなことから、今年 11 月 5 日、第 94 回奈良国際文化観光都市建設審議会に、景観計画 (案) について諮問いたしましたところ。奈良国際文化観光都市建設審議会として諮問のあった、奈良市景観計画 (案) について、審議した結果原案どおりで差し支えない。と答申をいただいております。

なお、意見として 2 ついただいております。

1 つ目は、景観形成重点地区のエリアの考え方についてでございます。三条通り沿道景観形成重点地区と西ノ京歴史的景観形成重点地区とをつなぐ国道 308 号線もエリアに入れるべきではないか。また、県道木津横田線についても景観形成重点地区として指定を考えるべきではないかという点です。

2 つ目は、眺望景観の保全については考え方を明確にするために、早急に眺望景観保全活用計画の策定を考えるべきである。

という内容の意見を添えた上で、原案どおりの答申をいただいております。

以上で、審議していただいた結果の、報告を終わります。

川崎会長 ただ今の事務局から報告していただきました、奈良国際文化観光都市建設審議会の意見についてどのように事務局が対応されるのか説明願います。

事務局 奈良国際文化観光都市建設審議会の意見について、今後どのように対応していくのかという点についてでございますが。

まず、沿道景観形成重点地区のエリアの拡大につきましては、景観計画 (案) の景観形成重点地区の指定方針の中で示しておりますように、必要に応じて追加や見直しを行っていくこととしております。奈良国際文化観光都市建設審議会で、頂きました重点地区の拡大につきましては、今後、奈良県の景観計画や道路管理者との調整を行ない、当景観審議会に諮り、パブリックコメントなどの意見をいただきながら追加の方向で進めていきたいと考えております。

2 点目の、眺望景観の保全・活用計画については、現在作業を進めているところがございます。昭和 46 年に景観整備に関する調査研究や、昭和 63 年都市計画の高度地区の見直しの中で、眺望景観について提言をいただいておりますので、その内容等を加味しながら検討を行い、二つの意見につきましては、来年度中にまとめていきたいと考えております。

川崎会長 それでは、ご意見がないようですので、奈良市景観計画の原案については、先程の奈

良国際文化観光都市建設審議会の意見、また今後施行していく中で生じた意見等については必要に応じて取り入れていくとして、原案を当審議会として承認します。
案件について市長への答申はいかがいたしましょうか。

坊委員 会長一任

川崎会長 会長に一任というご発言がありましたので、そのようにさせていただきます。

なお、奈良市景観計画につきまして、答申後の手続き等について事務局より説明してください。

事務局 景観計画につきましては、景観法第9条第5項に基づき告示をいたします。

また、奈良都市景観条例につきましては、本年9月議会において承認をいただいております。名称を「なら・まほろば景観まちづくり条例」と変更して、奈良市景観計画と併せて4月施行を予定しております。なお、本審議会の名称も条例の中で景観審議会と改正します。

委嘱状につきましては、名称変更のみとなっておりますので、新たに交付をいたしませんことをご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

報告案件 風致デザイン部会承認案件

平城遷都1300年記念事業・・・・・・・・報告案件1

興福寺中金堂復元計画・・・・・・・・報告案件2

東大寺収蔵庫建設工事の外壁の変更・・・・・・・・報告案件3

市立奈良病院新築工事・・・・・・・・報告案件4

(報告内容)

川崎会長 それでは、報告案件1の「平城遷都1300年祭の記念事業」ほか3件について事務局より報告してください。

事務局 それでは、風致デザイン部会の承認案件について報告させていただきます。

(報告案件1「平城遷都1300年祭の記念事業」概要説明)

審議における主な意見は、

一点目としまして、木格子が多く使われているので、木材の廃材利用について再生技術が進んでおり、再資源化を図って欲しいとの意見に対しまして、事業者は、検討するとのことでした。

二点目としまして、絶滅危惧種、希少植物の保護を行って欲しいとの意見に対しまして、絶滅危惧種、希少植物が生息する区域での土地利用を行わないということでした。

三点目としまして、変更が生じた場合にはその都度報告してくださいとの意見に対しまして、その都度報告しますということでした。

以上が、平城遷都1300年祭の記念事業の審議報告でございます。

なお、現在施設の建設中ではありますが、管理事務所棟他につきまして、面積、配置の変更等、若干の変更が生じていることを報告させていただきます。

(報告案件2「興福寺中金堂復元計画」概要説明)

審議会の意見としまして、過去の文献に基づく復元計画であり、特に意見はございませんでした。

(報告案件3「(仮称)東大寺収蔵庫建設工事の外壁仕上げ変更に伴う再審議」概要説明)

審議会での意見としまして、外壁の仕上げ材に木材、若しくは地場産業の瓦等の利用を図って欲しかったが、防火上、構造上等の関係からやむを得ない。また、門を設置することにより建物が引き締まるとのご意見でございました。

(報告案件4「市立奈良病院新築工事」概要説明)

審議会での主な意見としましては、

一点目としまして、色彩について、上層部は現場で実際の色見本を確認して、周囲に影響を及ぼさないように白色の明度を低く設定するなど反射しないように配慮してください。低層部については、周辺環境になじむデザインをされていますが、タイルについては温かみのある色としてください。

二点目としまして、建物にバルコニー等を設けることによって、アクセントが出ます。

三点目としまして、奈良らしさを出すために角柱を円柱にできないか。

四点目としまして、車での来院者が、駐車場の空き待ちで市道部分まで渋滞を起こさないようにといったご意見でございました。

これに対しまして、事業者は、

一点目に付きましては、明度については、大きな色見本を作成し決定、また、タイルについては、温かみのあるものを採用することです。

二点目に付きましては、バルコニーは鳩等の糞による影響から設けないため、建物コーナー部分の出隅を計画していたものを入り隅にし、アクセントを設けられました。

三点目に付きましては、ピロティ部分の角柱を円柱に変更されました。

四点目に付きましては、車路を3車線に変更し、併せて、一般者の乗降スペースを設け、歩行者動線と車道が輻輳しないような計画に変更されました。

その他として、北面ファサードの外部の格子状の鉄筋コンクリート造を内部に木材での格子を設け外壁部分をカーテンウォールに変更されました。

以上で、報告案件の審議報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見の要旨)

特に、質疑・意見は、ありませんでした。